

次のとおり一般競争入札を行います。

本公告は、令和2年2月14日公告の「神奈川県在宅重度障害者等手当支給システム構築及び運用保守業務委託」において、競争参加資格の記載に不備があったことから、当該入札を中止したことに伴う再度公告です。

令和2年2月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 業務内容

(1) 件名

神奈川県在宅重度障害者等手当支給システム構築及び運用・保守業務委託

(2) 業務内容

入札説明書、仕様書及び契約書（案）のとおりに従う

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 神奈川県競争入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において、営業種目「情報処理業務委託」細目「システム開発(システム・プログラム開発、メンテナンス)」かつ「システム運用保守」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (5) 都道府県または政令指定都市において、平成27年度から令和元年度の間において福祉関係のシステム導入及び運用・保守の受注実績があること。
- (6) 作業責任者となる予定の者が、独立行政法人情報処理推進機構の実施する情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験に合格し、若しくはPMI (Project Management Institute) が行うPMP (Project Management Professional) の試験に合格し、資格を有している者であること、又は同等の資格を有している者であること。
- (7) 作業責任者となる予定の者が、福祉関係のシステム開発、導入実績があること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 事務を担当する所属

神奈川県福祉子どもみらい局総務室経理グループ 担当：堀内 電話 (045) 210-3624 (直通)

(2) 入札説明書の配布期間

令和2年2月28日(金)から令和2年3月23日(月)までの間「かながわ電子入札共同システム」により配布します。なお、仕様書3ページ及び29ページに記載している閲覧資料1の閲覧を希望する場合は、横浜市中区日本大通1 神奈川県庁第二分庁舎7階 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課内において閲覧に供することとします。閲覧方法については、別紙によることとします。

(3) 質問受付期間

令和2年3月11日(水)17時00分までの間に「かながわ電子入札共同システム」により行ってください。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和2年3月5日(木)17時00分までに「かながわ電子入札共同システム」により提出してください。確認申請の結果については、所定の期限までに、競争参加資格確認通知書により通知します。

5 入札及び開札

(1) 入札期間 令和2年3月19日(木)8時30分から令和2年3月23日(月)17時00分まで。

(2) 開札日時 令和2年3月24日(火)9時00分

かながわ電子入札共同システムにより手続きを行います。

6 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方式

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者について、2の入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた者を落札者とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査をします。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様に審査をします。

なお、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、落札候補者全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) 契約書作成の要否

要

- (6) 詳細は、入札説明書によります。
- (7) 当該入札の落札決定の効果は、令和2年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和2年4月1日の令和2年度の予算発効時において効果を生ずるものとします。
- (8) この契約への発注者と受注者の記名押印日が契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとします。